

明 商 政 第 4 号  
2024 年（令和 6 年）4 月 25 日

明石市監査委員 藤 本 一 彦 様  
同 藤 田 隆 大 様  
同 竹 内 きよ子 様  
同 井 藤 圭 順 様

明 石 市 長 丸 谷 聡 子

市民生活局（産業振興室）行政監査の結果に対する措置について（通知）

2024 年（令和 6 年）3 月 25 日付け明監第 1 1 8 号で提出のあった市民生活局（産業振興室）行政監査の結果について、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により通知いたします。

1 監査結果の受理日 令和6年3月25日

2 措置の内容

(監査の結果)

指定管理者に対する指導及び監督について

明石市公設地方卸売市場は、平成27年4月に市直営から指定管理者制度による運営に移行し、当該市場の運営は、株式会社明石卸売市場管理センター（以下「センター」という。）が受託している。

前回実施した平成29年度に所管課に対して行った行政監査では、別途、改善を指示した事項を十分に踏まえ、事業運営はもとより経理事務に至るまで、適時適切にセンターを指導・監督されるよう要望したところである。

また、平成30年度に行われた包括外部監査においても、区分経理の徹底の指導や不適切な支出等がないかを十分確認するよう改善の方向性を示されている。

しかしながら、今年度の行政監査を実施したところ、前回指導を要望した収支報告書とセンターの総勘定元帳との科目対応が依然として明確になっておらず不一致であり、収支報告書の内容が十分チェックできていないことが判明した。

また、センターにおいて会計書類が適正な期間保管されていない、保証金が簿外処理されていたなど指定管理業務にかかる文書及び会計処理に不適切な取扱いが見受けられた。

これらの処理は、所管課が適時的確に指導していれば発生しなかった事案ではないかと考えられる。今後、センターに対して公の施設の指定管理者制度に関する指針に基づく収支報告書の提出、関係書類の作成及び証ひょう類の保管など適正かつ正確な事務処理を指導した上で、提出された収支報告書については、会計帳簿との十分な突合など指定管理業務のチェックを行われたい。

新年度からの新たな組織体制のもと、センターとの連携を密にし、適時適切な指導・監督に努められたい。

(講じた措置)

ご指摘のあった事項を踏まえ、指定管理者から提出される収支報告書と総勘定元帳(収支明細書)の項目ごとの適正なチェックに取り組むとともに、不明な点については説明、修正などを求めてまいります。

また、指定管理者に対して、協定書に定める文書の保管期間(5年間)や会計処理の適正な取扱いを行うよう指導を徹底してまいります。

新年度からは新たな体制で取り組むこととなることから、常日頃からセンターとの連携を密にするとともに、協定書に定める月ごとの実績報告及び四半期ごとの収支報告や関係書類などの提出時にその内容の確認、指導を徹底するとともに、適時的確な指導・監督にも努めてまいります。